

電源 I ピーク調整力契約書（ひな型）

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と沖縄電力株式会社（以下「乙」という。）とは、平成28年11月2日に乙が公表した平成28年度電源 I ピーク調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）を承諾のうえ、甲が募集区分①に応じて落札したピーク調整力の提供について、次のとおり契約する。

（ピーク調整力）

第1条 甲は、乙が乙の供給区域（離島を除く）における周波数制御や需給バランス調整等を実施するために、別紙1（契約電源等一覧表）の電源等（以下「契約電源等」という。）を用いて、第8条であらかじめ定める定期点検等の期間（以下「作業停止期間」という。）を除き、ピーク調整力を乙に提供するものとする。

2 この契約において、ピーク調整力の提供とは、次のものをいう。

（1）第3条に規定する受電地点において、同条に規定するピーク調整力契約電力を、常時、契約電源等により甲が乙の指令に従い発電可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。

（2）甲が乙の指令に従い契約電源等をピーク調整力契約電力の範囲内で、起動・停止および出力の増減（以下「運転」という。）を行うこと。

（契約電源等）

第2条 契約電源等は、原則として発電機単位で設定するものとする。

（定格出力、ピーク調整力契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数）

第3条 契約電源等の定格出力、ピーク調整力契約電力、受電地点、電圧、力率、電気方式および周波数は別紙1のとおりとする。

（送電上の責任分界点）

第4条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙1のとおりとする。

(財産分界点および管理補修)

第5条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙1に定めるものとし、この分界点より甲側（契約電源等側）は甲が、また乙側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(設備要件)

第6条 甲は、契約電源等について、募集要綱に記載の設備要件を満たすものとする。

(運用要件)

第7条 甲は、契約電源等について次の各号の運用要件を満たし、法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き、乙の指令に従うものとする。

- (1) 運転中の契約電源等については乙の指令から5分以内に出力増減が可能であること。
- (2) 協議により第8条であらかじめ定める作業停止期間を除き、乙の指令に従った運転および待機が可能であること。
- (3) 運転中の契約電源等については1日の中で最初の乙による指令時刻、停止中の契約電源等については1日の中で最初の乙の指令による電力系統への並列時刻から、原則として、9時間にわたり乙の指令に応じた運転継続が可能であること。
- (4) 契約電源等や周波数調整機能等に不具合が生じた場合、すみやかに乙に連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めること。
- (5) 契約電源等や周波数調整機能等の不具合が解消した場合、すみやかに乙に連絡すること。
- (6) 契約電源等の機能や性能等に変更がある場合、事前に、乙へ連絡すること。
- (7) (2)の要件を満たすため、乙の承諾を得た場合を除き、ピーク調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等のピーク調整力契約電力を本契約の目的以外に利用しないこと。

(停止計画)

第8条 甲は乙が定める期日までに、第13条に定めるピーク調整力の提供期間（以下、「契

約期間」という。)における契約電源等の作業停止計画の案を乙に提出し、乙との協議により作業停止計画を決定するものとする。

2 甲は、前項の作業停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

(1) 停止時期は、原則として夏季(6月1日～9月30日)を除く時期に設定すること。ただし、事前の協議により乙が夏季に設定することを認めた場合は、この限りでない。

(2) 停止時期は、法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し、作業停止期間の短縮に努めること。

(3) 乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。

(料金の算定)

第9条 料金は別紙2に定める当該月の月間料金に第20条で定める消費税等相当額および事業税相当額(ただし、甲が収入課税の対象者である場合または乙が支払いを受ける場合に限る。)を加算した金額とする。

なお、乙の指令に従い契約電源等の運転を行ったことに伴う料金については、別途締結する「電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書」にもとづき算定するものとする。

2 契約期間の途中で本契約が終了する場合、契約終了日を含む月の月間料金は、契約終了日までの日割計算により算定するものとする。

(停電割戻料金)

第10条 乙の指令の有無に係らず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、甲がピーク調整力の全部または一部を乙に提供できない場合は停電状態(以下「停電」という。)とし、その停電期間(計画停止が復旧した当日の、計画外停止を含む)のうち、当該事由の発生日において、最初の9時間を限度に、停電割戻料金を第2項のとおり算定する。ただし、停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合は、停電の対象としないことができるものとする。

2 停電割戻料金については以下の式にて算定するものとする。

$$\text{停電割戻料金} = \left[\frac{\text{年間料金}}{8,760 \text{時間} - 24 \text{時間} \times \text{年間停止可能日数}(60 \text{日})} \right] \times \text{停電割戻対象時間} \times 1.5$$

3 第2項にて算定した停電割戻料金を当該月の月間料金から割引くものとする。

(超過停止割戻料金)

第11条 契約電源等において、乙の指令の有無に係らず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、停電を生じた日数（原則として第10条による停電割戻料金を適用した日を除く、以下「停止日数」という。）の契約期間を通じた累計が年間停止可能日数（60日）を超過した場合は、超過した日数（以下「超過日数」という。）について超過停止割戻料金を第2項のとおり算定する。なお、1日において24時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数1日として算定するものとする。ただし、次の場合、停止日数の対象としないことができるものとする。

(1) 甲が、別途乙との間で電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を締結している代替電源によりピーク調整力を提供することを、前日12時まで乙に提示し、乙が差替えを認めた場合においてその提供期間。なお、差替えに伴う月間料金の精算は行わないものとする。

(2) 停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議にて合意した期間。

2 超過停止割戻料金については以下の式にて算定するものとする。

$$\text{超過停止割戻料金} = \left[\frac{\text{年間料金}}{\text{年間歴日数}(365 \text{日}) - \text{年間停止可能日数}(60 \text{日})} \right] \times \text{超過日数}$$

3 第2項にて算定した超過日数割戻料金を、契約期間の最終月の月間料金から割引くものとする。

(料金等の支払い)

第12条 第9条、第10条および第11条により算定した料金については、原則として、翌月第3営業日までに相手方に請求し、相手方は同月25日までに支払うものとする。なお、25日が金融機関の休業日である場合、前営業日に支払うものとする。

2 前項の支払いが、それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合、支払期限の翌日以降の延滞日数に応じ年10パーセント（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする）の延滞利息を相手方は支払うものとする。

3 第11条に定める超過停止割戻料金が、契約期間の最終月の月間料金を上回る場合は、その差額については乙より甲へ請求を行うものとし、当該支払いについては、第20条で定める消費税等相当額ならびに事業税相当額を加算した上で、本条第1項および第2項に準じて行うものとする。

(ピーク調整力の提供期間および契約の有効期間)

第13条 本契約にもとづく甲から乙へのピーク調整力の提供期間は平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 本契約の有効期間は、契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

第14条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で、あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは、本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

第15条 甲または乙が、本契約に定める規定に違反した場合、甲または乙は違反した相手方に対して、書面をもって本契約の履行を催告できるものとする。

2 前項の催告を行なった後、10日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合、甲または乙は、その相手方の責に帰すべき事由として、本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙が、違反または該当した相手方に対してなんら催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

(1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合。

(2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合。

(3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合。

(4) 租税公課の滞納処分を受けた場合。

4 甲が乙と締結する電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約が解約または解除された場合、本契約は効力を失うものとする。

(解約または解除に伴う損害賠償)

第16条 本契約の解約または解除により、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償する責を負うものとする。

(契約の承継)

第17条 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に係る部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会勢力への対応)

第18条 甲および乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

(1) 相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合。

- (3) 反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（乙が電気需給契約にもとづき電気を供給する場合を除く）。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

- 2 甲および乙は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

(損害賠償)

第19条 第16条の定めによる場合のほか、甲または乙が、本契約の履行に際し、相手方または第三者に対し、自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第20条 本契約において、消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、事業税相当額とは、地方税法の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第21条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、料金算定過程における端数処理は行わず、最終的な金額が確定した時点でその端数は切り捨てるものとする。

- 2 前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税および事業税が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第22条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第23条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第24条 甲および乙は、本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。
ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に提示する場合は、この限りではない。

2 本条は本契約終了後も、永久に効力を有するものとする。

(協議事項)

第25条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、乙の託送供給等約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下、「本契約等」という。）によるものとする。

2 本契約等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上，契約締結の証として，本書2通を作成し，記名押印のうえ甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成□□年□□月□□日

(住所) ○○県○○市○○町○○番

甲 ○○株式会社 取締役社長 ○○ ○○

(住所) 沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

乙 沖縄電力株式会社 代表取締役社長 大嶺 満

別紙 1. 契約電源一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	定格出力 (MW)	契約電力 (MW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点 (送電上の責任分界点)
□□発電株式会社	××発電所	沖縄県○○市××	1号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	××線(1, 2号)引込OFケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	
			3号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	
			4号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	
	○○○発電所	沖縄県□□市○○	1号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	□□□線引込鉄構における、□□□線架線と□□□開閉所引込用ジャンパー線の接続点
			2号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	
			3号機	○○	○○	132	90	交流三相3線式	60	
	□□発電所	沖縄県□□村○○	1号機	○○	○○	66	90	交流三相3線式	60	□□発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備(G I S)の電路側端子
			2号機	○○	○○	66	90	交流三相3線式	60	

別紙 2. 月間料金一覧表

事業者名	契約電源	所在地	号機	契約電力 (MW)	年間料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
□□発電株式会社	××発電所	沖縄県〇〇市	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					
	〇〇〇発電所	沖縄県□□市	1号機					
			2号機					
			3号機					
	□□発電所	沖縄県□□村	1号機					
			2号機					